

# 文化庁における日本語教育施策について



Japanese Language Education

令和6年2月

文化庁国語課

# 内容

- 「日本語教育の推進に関する法律」等・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁
- 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針について  
(地方分権改革有識者会議審議内容を含む)・・・・・・・・・・・・5頁
- 「外国人との共生に向けたロードマップ」等・・・・・・・・・・・・・・・・9頁
- 令和6年度予算(案)及び関係事業について・・・・・・・・・・・・12頁

## 目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

## 定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

## 基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働，出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

## 国の責務等（第四条—第九条関係）

- |        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務  | ・地方公共団体の責務   | ・事業主の責務    |
| ・連携の強化 | ・法制上，財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

## 基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）

（地方公共団体の責務）

地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

（連携の強化）

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

この法  
日本語

れる

①外国

②日本

③外国

④国内に

⑤海外における日本語教

⑥日本語を学習する

⑦幼児期及び学齢

我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**

外国人等の理解と関心が深められるように配慮

幼児期及び学齢期の外国人等の家庭における教育等において使用される**言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

・国の責務

・連携の強化

・地方公共団体の責務

・法制上、財政上の措置等

・事業主の責務

・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**

・**地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。**

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・**地域における日本語教育**
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・**日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）**
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における**外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

■ 日本語教育機関認定法の検討に関する条文

- ・第21条 ...（略）...国内における日本語教師（略）の資格の整備、...その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、...（略）...日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、**関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 **日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方**
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

### 3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育  
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育  
(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 2 国民の理解と関心の増進

### 3 日本語教育の水準の維持向上等

#### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

#### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

### 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

### 5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

### 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

### 1 推進体制

### 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 2 国民の理解と関心の増進

### 3 日本語教育の水準の維持向上等

#### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

#### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

### 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、  
「JF日本語教育スタンダード」の策定、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

### 5 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等

に関する法律（令和五年法律第四十一号）」（通称：日本語教育機関認定法）  
が公布。

## 第3章 日本語教育の推進に関する事項

### 1 推進体制

### 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

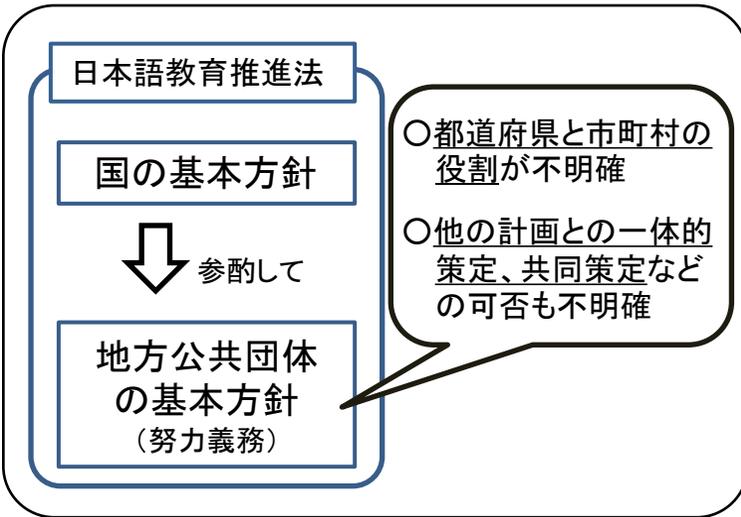
日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化

現  
行



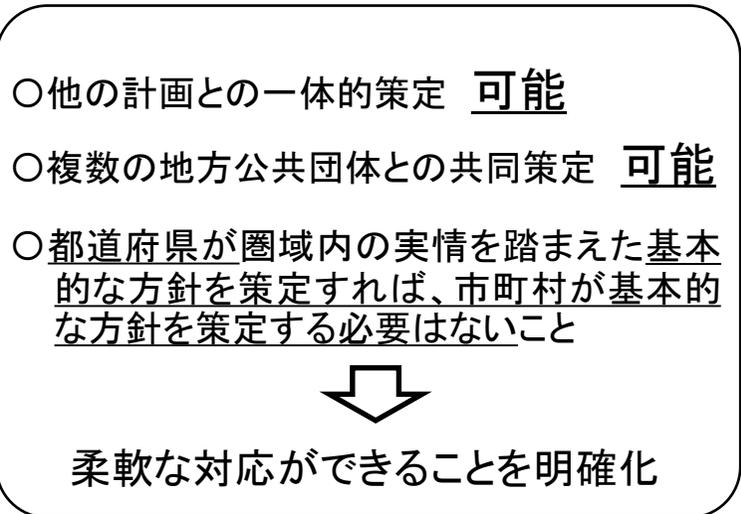
支障

- 基本的な方針の策定に係る負担が大きい
- 既に地方公共団体では多文化共生・国際化についての計画が策定されている例があり、方針と重複する部分がある



「基本的な方針の柔軟な策定等が可能であること」を通知により明確化

見  
直  
し  
後



効果

- 柔軟な方針の策定・柔軟な施策の推進が可能となり、業務の合理化・円滑化
- 多文化共生に係る施策等との連携も容易に
- 都道府県と市町村など関係機関が協力して施策の方向性を決定することも容易に

日本語教育を推進するための施策の推進に寄与



# 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

## 1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

### 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

### 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

## 2 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

### 3 重点事項に係る主な取組

#### 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

#### 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

#### 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- 留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

#### 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実に推進【文科省】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

## 4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

## 5 令和5年度見直し点等

### 有識者からの主な指摘事項

- 毎年実行する施策について、線表が一本線となっており、どのような実態になっているのかが分からない。
- (KPI指標を)アウトプット指標、あるいはアウトカム指標にすると政策効果がより分かりやすくなる。
- KPI指標の数値は、経年変化が分かることが重要であるため、ロードマップを決定する前の数値との比較を示してほしい。
- 新規に行う施策についてはKPI指標の設定が難しいことは分かるが、KPI指標を掲げる以上は、明確にしていく必要がある。
- その他、個別施策に対する指摘事項

### 主な見直し

工程表見直し

70件

KPI指標見直し

28件

新規・施策内容の見直し

13件

# 外国人等に対する日本語教育の推進

令和6年度予算額（案） 1,611百万円  
（前年度予算額 1,399百万円）



文部科学省

## 現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

## 事業内容

※合計予算額（案）には上記のほか審議会経費28百万円を含む

### 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

#### ①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

495百万円（600百万円）

- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体（全体の約9割）まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

#### ②日本語教室空白地域解消の推進強化

148百万円（153百万円）

- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

#### ③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

24百万円（24百万円）

- NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ（特定のニーズ）」に対応した先進的な取組を創出。（障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等）

#### 条約難民等に対する日本語教育（拡充）

240百万円（128百万円）

- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施（条約難民と同様の支援）。

### 2 日本語教育の質の向上等

#### ①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

11百万円（14百万円）

- 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。
- 令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及（活用促進）を促進。

#### ②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

241百万円（250百万円）

- 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
  - ・ 現職日本語教師研修プログラム普及、
  - ・ 日本語教師養成・研修推進拠点整備、
  - ・ 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。

#### ③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（拡充）

376百万円（191百万円）

- 日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。
  - ・ 日本語教員試験の実施
  - ・ 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築・運用
  - ・ 現職日本語教師への講習実施（経過措置）

#### ④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費（新規）

25百万円（-百万円）

- 日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

#### ⑤日本語教育に関する調査及び調査研究

17百万円（28百万円）

- 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施（実態調査、総合的な調査研究）。

### アウトプット（活動目標）

- ・ 地域日本語教育の全国展開
- ・ 日本語教育の人材の質を高める取組の展開

### 短期アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

### 中期アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

### 長期アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語教育の質の維持及び向上
- ・ 外国人との共生社会への寄与

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額

495百万円  
600百万円）



文部科学省

## 背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
  - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
  - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
- ※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

## 都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

## 事業内容

- 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 4 5 5百万円（前年度 5 6 0百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：47件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

### （1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

### （2）地域の日本語教育水準の維持向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
  - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
  - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

### （3）都道府県等を通じた市町村への支援

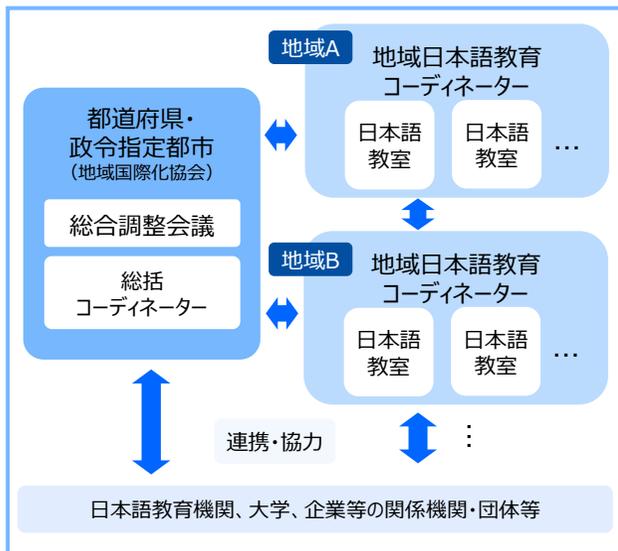
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分  
特別交付税措置

- 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 3 3百万円（前年度 3 3百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

## ▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



## アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

## 短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

## 中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

## 長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

# 【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」 地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す  
都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

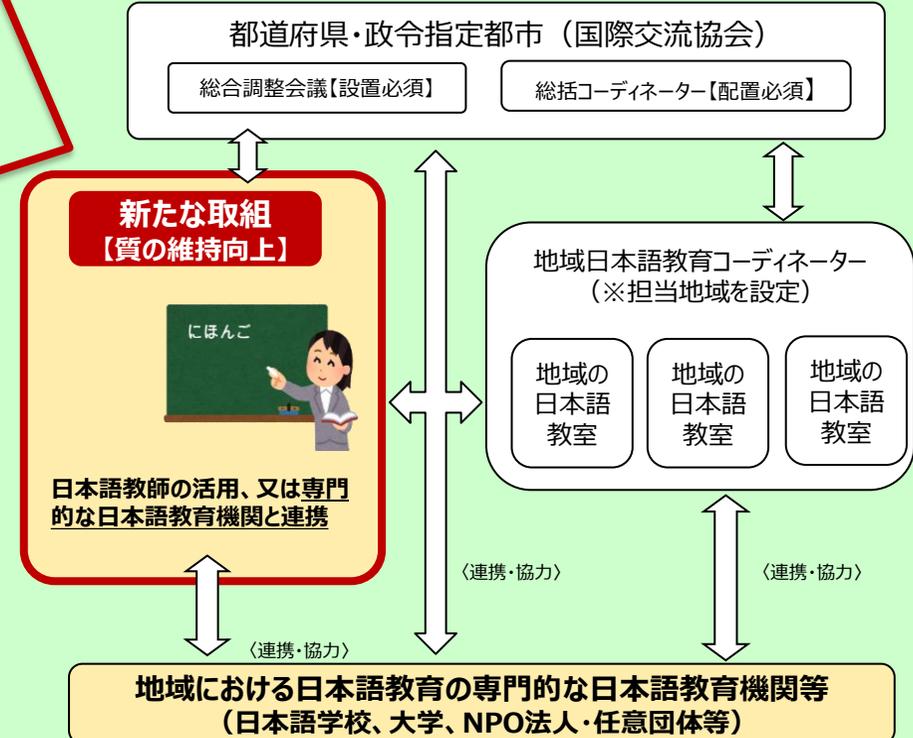
- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
  - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
  - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）  
（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋  
【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	活動	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す・経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

## 具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関等との連携による、「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための  
①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、  
③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施  
⑤成果報告 等



【学習時間の目安】  
地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

◎ 0～B1レベルまで	350～520時間程度 (470～780単位時間程度(1単位時間45分))
<参考> 0～B2レベルまで	700～1070時間程度 (933～1426単位時間程度(1単位時間45分))

# 令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

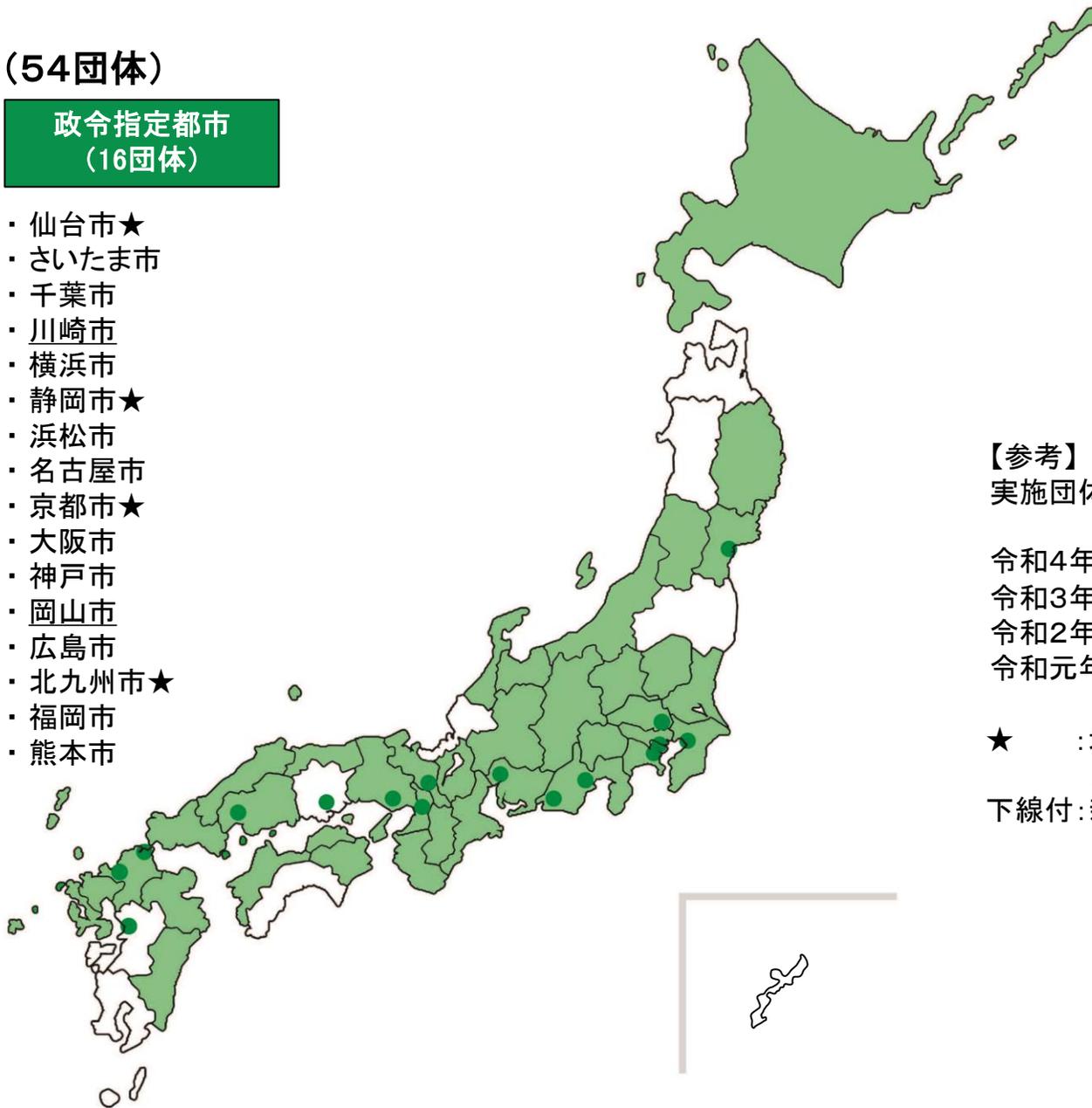
## 第1次採択(54団体)

都道府県  
(38団体)

政令指定都市  
(16団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



### 【参考】

実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会  
が応募

下線付: 新規応募団体

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和6年度予算額(案) 148百万円  
(前年度予算額 153百万円)



文部科学省

## 現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



## 事業内容

### 1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：24件）

### 2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト  
「つながるひろがる にほんごでの暮らし」  
(通称：つなひろ)

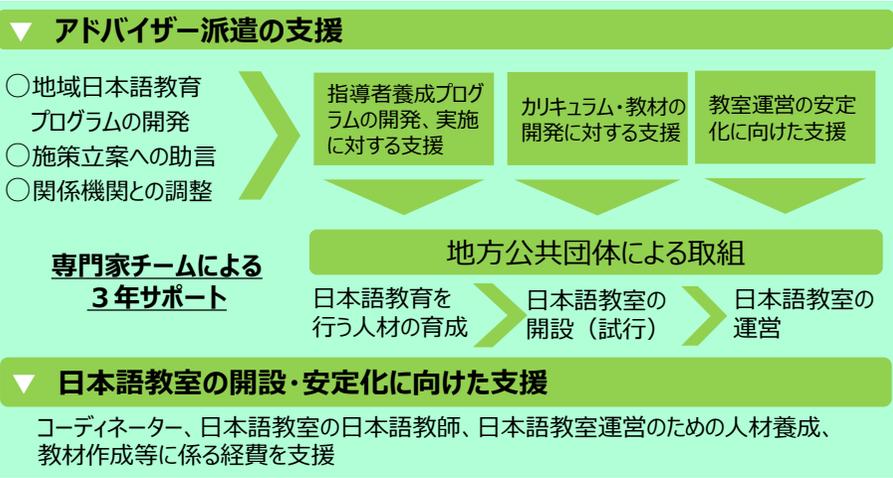
- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 18言語（令和5年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

- 令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

### 3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催



### アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

### 短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

### 中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

### 長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

# 令和5年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 採択状況



**全18団体**

- : 4年目 (1団体)
- : 3年目 (7団体)
- : 2年目 (5団体)
- : 新規 (5団体)



**概要**  
**日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が  
 独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開**  
 （開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社）

**内容**

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催

**対応言語 全18言語**  
 中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語  
**フランス語【令和5年12月22日公開】**

**使い方ガイドブック等の作成  
 活用促進のため、広報ツールを作成・公開**

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等

**実績（令和4年度）  
 147万アクセス**



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになりたいことを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

[このサイトについて](#) [自分に合ったレベルを探そう](#)

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



# 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額(案) 24百万円  
(前年度予算額 24百万円)



文部科学省

## 現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ(以下、「特定のニーズ」)が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

## 事業内容

### ◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件(前年度：8件)

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

### ▼ 想定される取組例

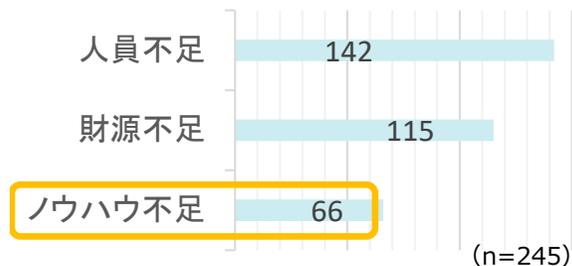
#### ● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

#### ● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

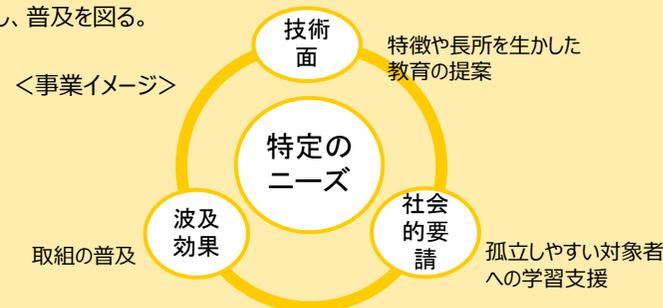
## 地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

### ▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



### アウトプット(活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

### 短期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

### 中期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

### 長期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

## 現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

## 事業内容

### 「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文：Can doという。)やレベル尺度(A1～C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。(事業期間：令和4～7年度)

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

#### 1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

#### 2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

### アウトプット（活動目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

### 短期アウトカム（成果目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

### 中期アウトカム（成果目標）

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

### 長期アウトカム（成果目標）

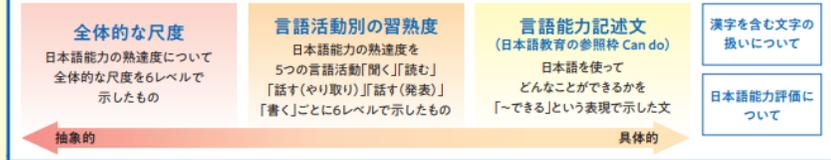
- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

「日本語教育の参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。

### 「日本語教育の参照枠」が示す範囲



### 分野別の言語能力記述文 (Can do)



カリキュラムの開発・実践 (R4～5)

➤ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

カリキュラムの普及 (R6～)

➤ 開発された教育モデルの普及 (教材の開発・公開やワークショップの開催等)

分野別の教育内容の整備及びレベル尺度の共通化による日本語教育の水準の向上

# 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額(案) 241百万円  
(前年度予算額 250百万円)



文部科学省

## 現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



(文化庁・日本語教育実態調査より)

## 事業内容

### (1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 161百万円 (170百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～③の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

#### 【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

#### 【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師 (3~10年目)
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



### (2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円 (令和5年度からの継続事業、5年間)

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
- ③中部、④近畿、⑤中国・四国
- ⑥九州・沖縄



### (3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(20百万円)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。

- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。



- 件数・単価：1箇所×約20百万円 (日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信)

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

## アウトプット (活動目標)

- ・全国6箇所の推進拠点 (ネットワーク)
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

## 短期アウトカム (成果目標)

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

## 中期アウトカム (成果目標)

- ・養成・研修の拠点 (自走化)
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

## 長期アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

# 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和6年度予算額(案)	376百万円
(前年度予算額)	191百万円)
令和5年度補正予算額	55百万円



文部科学省

## 現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

## 事業内容

### 1. 日本語教員試験実施業務

予算額（案）：247百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

### 2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

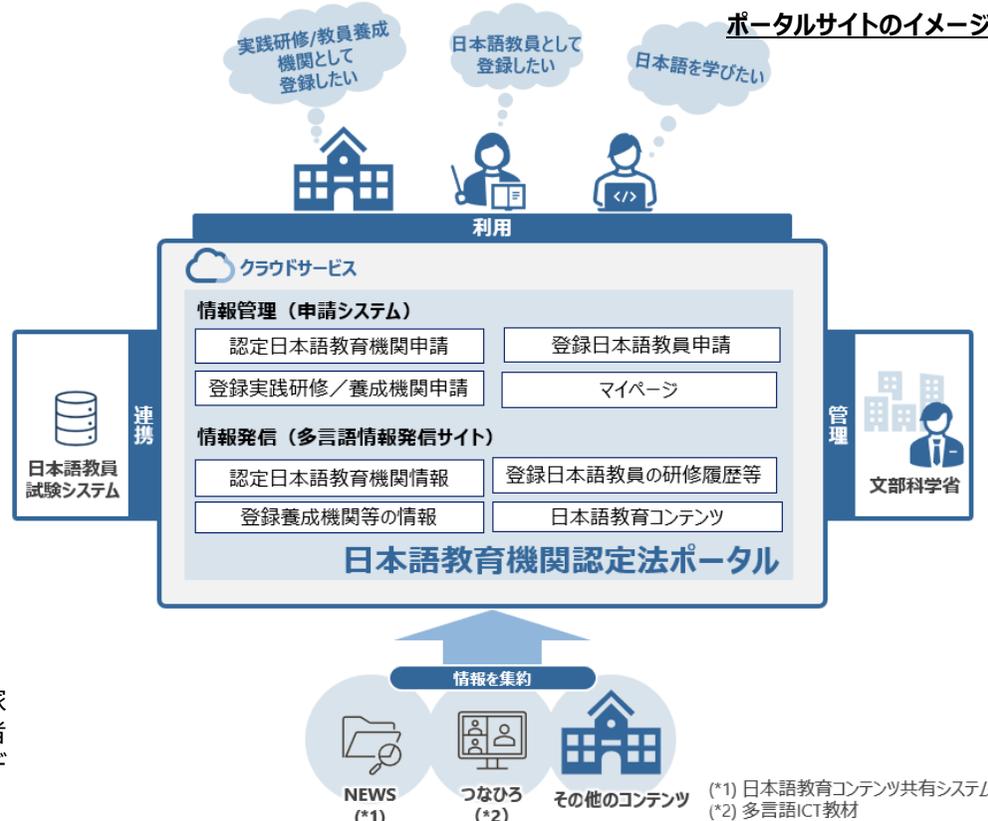
予算額（案）：66百万円

日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

### 3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

予算額（案）：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。



## アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

## 短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

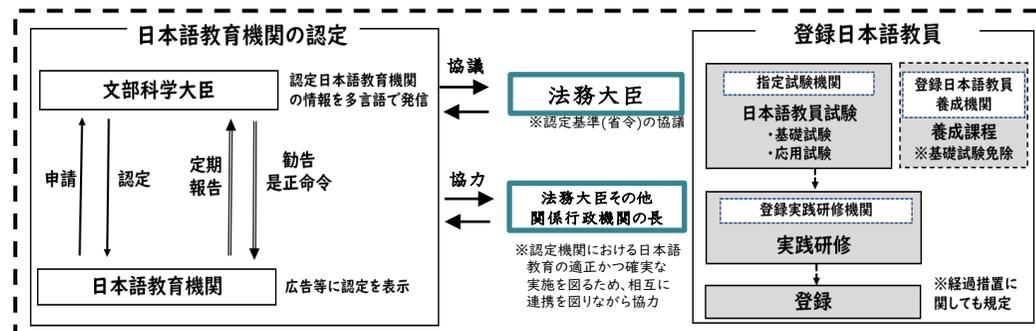
## 長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

## 現状・課題

令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図りつつ、必要な経費を確保することが必要。

具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備が必要。



日本語教育機関認定法の概要 (スキーム)

## 事業内容

- ①「認定業務」、②「実践研修・養成機関登録業務」、
- ③「教員登録業務」、④「試験業務」に必要な経費を計上。

- ・コールセンターに係る経費 (③に係る業務)  
(制度の内容、定型的な必要書類の確認、一般相談等)
- ・認定業務に係る経費 (①に係る業務)  
(実地確認、現地調査等)
- ・新たな課に必要な経費  
(複写機借料、消耗品等、必要とする経費)
- ・認定等手続に必要な印刷・通信費等
- ・賃金等 (非常勤職員、非常勤専門員)

### ① 日本語教育機関の認定業務

- ・ 一般相談 (質問) 対応
- ・ 事前相談
- ・ 申請受付、書類確認  
(実地確認、入管庁審査)
- ・ 審議会 (ヒアリング含む)
- ・ 認定 (内示)、多言語公表 など

### ② 実践研修・養成機関登録業務

- ・ 一般相談 (質問) 対応
- ・ 事前相談
- ・ 申請受付、書類確認
- ・ 審議会 (ヒアリング含む)
- ・ 登録 (内示)、事務規程認可
- ・ 登録簿・官報

### ③ 日本語教員登録業務

- ・ 一般相談 (質問) 対応
- ・ 登録申請 (要件確認)
- ・ 登録証交付、登録簿登録  
(登録変更、再交付)
- ・ 講習申請 (要件確認)
- ・ 講習受講確認、講習修了証明発出 など

### ④ 日本語教員試験業務

- ・ 一般相談 (質問) 対応
- ・ 試験広告
- ・ 作問検討 (試験委員会) 事務
- ・ 試験案内、申込、受験票送付
- ・ 試験実施
- ・ 可否通知 など

## アウトプット (活動目標)

- ・ 法律の施行の確実な運用
- ・ 諸手続の円滑な実施

## 短期アウトカム (成果目標)

- ・ 日本語教育の質の維持・向上
- ・ 日本語に困難を抱える在留外国人の減少

## 長期アウトカム (成果目標)

- ・ 外国人との共生社会の実現への寄与

## 現状・課題

在留外国人数が格段に増えている昨今において、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、**日本語教育を行う機関や日本語学習者及び日本語教師等の実態を把握することは必要不可欠である。**

また、**日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案を推進するための基礎資料**とすることが必要である。令和5年に成立した「日本語教育機関認定法」において日本語教育機関の認定制度や新たな資格制度が創設され、日本語教育の質の観点からも、現状を把握し、更なる日本語教育の内容の改善・充実を図るため、日本語教育施策に資する調査・分析を実施する。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



## 事業内容

### 1. 日本語教育に関する実態調査 (昭和42年度から実施)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

6百万円 (6百万円)

### 2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究 (平成26年度から実施)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、令和5年に成立した「日本語教育機関認定法」を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和6年度は以下の3テーマを実施する。

1.1百万円 (2.1百万円)

#### ① 「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実 (令和5・6年度)

「日本語教育の参照枠」やCEFR2020補遺版など、諸外国の取組等を踏まえ、日本語教育の養成・研修内容の見直しに関する調査を行う。

#### ② 大学等における教育実習実態調査 (令和3年度から継続)

登録日本語教員の資格整備に向け、取得要件の一つである実践研修(教育実習)について、大学等における実施状況等の調査を行う。

#### ③ 文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査 (令和元年度から継続)

文化庁に届出がなされている日本語教師研修機関について、登録日本語教員の養成機関及び実践研修機関としての改善・充実を図るため、届出内容等の実施状況及び改善に向けた調査を行う。

### アウトプット (活動目標)

- ・日本語教育の実態把握 (定点観測)
- ・審議会の検討への反映

### 短期アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育施策への反映
- ・日本語教育制度の見直しに活用

### 中期アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育施策への反映
- ・日本語教育制度の見直しに活用

### 長期アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

## 背景・課題

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより、日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のためにオンラインによる「日本語教育大会」の開催や関連コンテンツの提供を行う。

○ **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）**

2 国民の理解と関心の増進  
外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供  
(2) 日本語教育に関する情報の提供等  
国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

## 事業内容

### ○日本語教育大会

- オンラインにより、日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と増進に資する。動画コンテンツやシンポジウムの内容は大会当日に限らず文化庁ホームページでの閲覧を可能とする。

主な参加者：・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者  
・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生  
・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等

- 参加者数：1,000名程度（令和4年度実績）
- 開始年度：昭和51年度から

過去の開催について



## 背景・課題

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」（関係府省庁の局長級で構成）において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」（日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成）へ意見を聴く。
- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の公開・運用を行うとともに、登録される日本語教育コンテンツの充実を図る。

### ○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（抜粋）

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

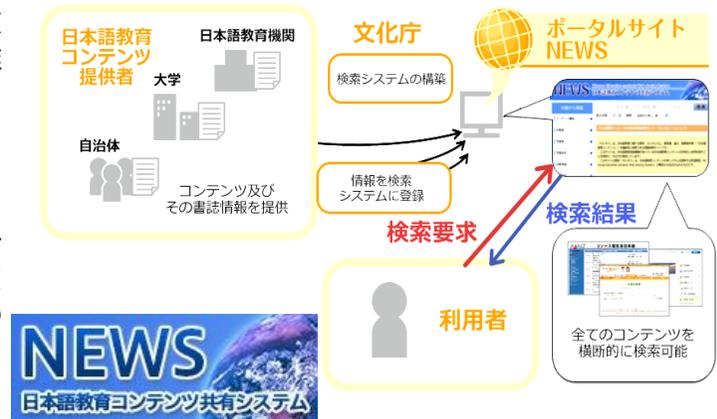
## 事業内容

### ○日本語教育推進関係者会議の開催

- 文部科学省、外務省その他の関係行政機関が日本語教育の推進に係り調整するにあたり、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、「日本語教育推進関係者会議」に意見を聴くため、開催するもの。
- 開始年度：令和元年度から

### ○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）の公開・運用（運用開始：平成25年4月1日）。
- 開始年度：平成23年度から



### アウトプット（活動目標）

- 施策検討における専門的な意見の聴取
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムの記事掲載数の増加

### 短期・中期アウトカム（成果目標）

- 専門的な知見に基づく適切な施策の検討
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムへのアクセス数の増加

### 長期アウトカム（成果目標）

国民の理解と関心を増進するとともに、適切な知見に基づく施策の実施を通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

## 現状・課題

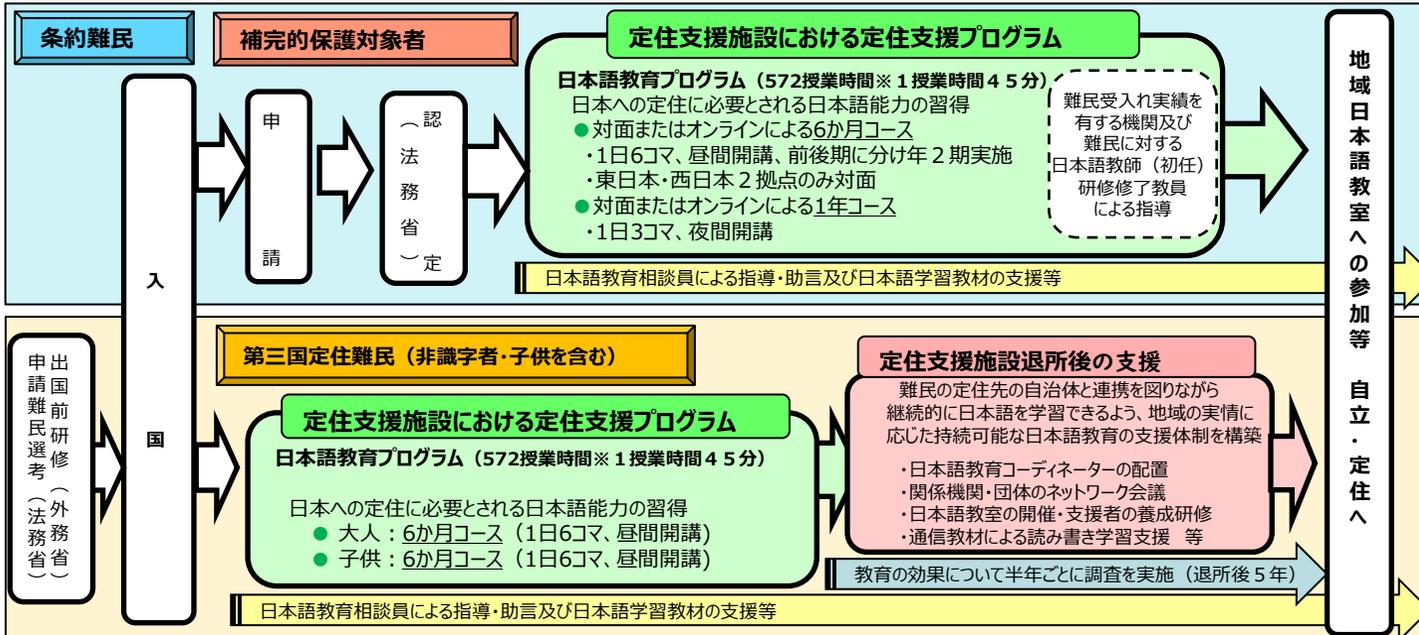
**条約難民** (※1) については、「難民対策について(平成14年閣議了解)」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」(同年月日難民対策連絡調整会議決定)に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を(年約30名)実施。

**第三国定住難民** (※2) については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施(アジア地域から**年2回60名の受け入れ**) (「第三国定住による難民の受け入れの実施について(令和元年閣議了解)」等)

**補完的保護対象者** (※3) については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者(紛争等による避難民)を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

(※1) **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)によって認定された者。  
(※2) **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。  
(※3) **補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

## 事業内容



### アウトプット (活動目標)

日本への定住に必要とされるB1相当までの日本語能力の習得

### 短期アウトカム (成果目標)

定住後の自立・定住の促進  
定住先自治体の負担軽減

### 中期アウトカム (成果目標)

定住後の自立・定住の促進  
定住先自治体の負担軽減

### 長期アウトカム (成果目標)

共生社会への実現に寄与